

### 《ご契約にあたっての重要確認事項》

- ご契約にあたりましては、下記「警報器リース契約約款」の内容をよくお読みください。
- 警報器使用者、支払者は警報器リース契約の締結に当たって、東京ガス株式会社との間でガス使用契約を締結していることが条件です。
- 支払者が契約者と異なる場合には、契約者は事前に支払者の承諾を得た上で契約を締結していただきます。この場合、契約者は支払義務を免じられることはなく、支払者が不払いの場合には、契約者がリース料金を支払う義務を負います。
- ご転居等やむを得ない理由により中途解約する際は事前に東京ガス株式会社にご連絡をお願いします。
- 警報器は東京ガス株式会社の所有物ですので、リース機器の紛失や破損の際、賠償金を請求する場合がございます。
- 契約終了または中途解約に至った場合、下記「警報器リース契約約款」第18条に定める通り、取外しのご協力をお願いします。
- 東京ガス株式会社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合は、ガスをご使用にならない期間中であってもリース契約の解約申し出がない限り契約終了までリース料金のご請求は継続されます。
- 当書面は契約終了時まで大切に保管してください。

### 【警報器リース契約約款】

(適用)

第1条 本リース契約は、東京ガス株式会社(以下、「当社」という)または当社の指定店の係員が警報器リース契約書(以下、「本契約書」という)にて品名等を記載し特定した警報器(以下、「本警報器」という)のみに適用されます。本警報器の取付け以外に別途電気工事や付帯工事があった場合、別途請求します。

(契約の前提条件)

第2条 本リース契約の締結にあたっては、次項の条件が前提となります。

- ①本警報器の取付先において、警報器使用者(本契約書の取付先ガスご使用者欄にご使用者として明示された方をいう。以下同じ。)が当社との間でガス使用契約を締結していることが条件です。
- ②リース料金は、支払者(本契約書のリース料金請求先欄にリース料金の支払者として明示された方をいう。以下同じ。)が、当社との間でガス使用契約を締結しており、ガス料金と合わせて支払うことが条件です。
- ③本リース契約締結後に本警報器取付先において当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合でも、本リース契約の解約申し出がない限り本リース契約は契約期間が終了するまで継続され、この場合であっても、契約期間が終了するまでリース料金を支払いたくことが条件です。
- ④支払者が契約者と異なる場合には、契約者は事前に支払者の承諾を得た上で契約を締結していただきます。この場合、契約者は支払義務を免じられることはなく、支払者が不払いの場合には、契約者がリース料金を支払う義務を負います。

(契約期間)

第3条 本リース契約の契約期間は、本契約書記載の契約年月日から契約終了年月日までとします。

(例) 契約年月日が2017年1月20日で、契約終了年月日に契約日より5年後の同月末までと記載された場合の契約期間は、2017年1月20日から2022年1月31日までとなります。

(リース料金のお支払い)

第4条 支払者は本契約書に記載されたリース料金を、毎月当社に支払います。リース料金の算定方法は、本契約書記載のリース料金単価に基づき、個数に乗じて算定します。リース料金は月額とし、日割り等の措置は行いません。

第5条 支払い期日・支払い方法等はガス料金と同様とし、原則としてリース開始日の属する月の翌月から請求を開始します。初回のリース料金月額は、取付け日の属する月と翌月とを合わせて1ヶ月と算定し、1か月分のリース料金をガス料金と合わせてお支払いいただきます。

第6条 本リース契約期間中に当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結した場合、支払者はこれまでのガス料金と同様の方法(払込書、口座引き落とし、またはクレジットカード払いのいずれか)でお支払いいただきます。リース料金のみのお支払になった場合、ご請求日は変更になります。なお、再び当社とガス使用契約を締結した場合は、契約開始日以降の初回請求より原則ガス料金と合わせてお支払いいただきます。警報器使用者と支払者が異なる場合には、支払者のお申し出により、ガス料金と合わせてお支払いいただく手続きをとります。

(本警報器の取付け、取替え、取外し等)

第7条 本リース契約を締結した場合、当社はすみやかに本警報器を取り付けます。

第8条 当社は、契約者、契約者が指定する方または警報器使用者に、取付ける警報器が本警報器と合致していることを確認していただいた上で本警報器を取付けることを以て、取付作業を完了したものとします。

第9条 契約者は、本警報器の検査、取替え、取外し、その他必要な場合、当社が本警報器を取付けた場所に立入ることにつき、あらかじめ警報器使用者の承諾を得るなどご協力いただきます。

第10条 本警報器の取付け位置を当社又は当社の指定店の係員以外の方が変更する行為は禁止します。取付け位置を変更したい場合には、当社または当社指定店の係員により有料にて実施させていただきます。

(本警報器の所有権と善管注意義務)

第11条 本警報器は当社の所有物ですので、当社の事前承諾なく、取外し、移設、分解、改造、第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害する行為は固くお断りします。

第12条 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権を害するおそれがある場合には、直ちに当社または本契約書末尾に記載の契約取扱店にご連絡いただくとともに本警報器が当社の所有物であることを主張して、第三者の行為を排除していただきます。

第13条 警報器使用者および契約者には本警報器を本来の用法にしたがって使用し、取扱説明書の記載にしたがって適正に管理していただきます。

(解約等)

第14条 契約者は、契約後に発生した警報器使用者の転居等やむを得ない理由がある場合に中途解約ができます。中途解約する場合は必ず事前に当社までご連絡ください。この場合、当社は中途解約した日の属する月のリース料金を請求します。尚、当該リース料金は月額とし、日割り等の措置は行いません。

第15条 本リース契約の契約期間中、次項に該当する事由が生じたときは、当社は本リース契約を解約することができます。この場合、当社は中途解約した日の属する月のリース料金を請求します。

①本警報器が滅失し、またはこれを毀損し、もしくは紛失したとき。

②本約款第11条、第12条または第13条に違反したとき。

③本警報器の取付先において、当社とガス契約があり、ガス料金等の不払い等の事由によりガスの供給停止となったとき。

④本警報器の取付先において、あきらかに当社のガスの使用を廃止したと認められるとき。

⑤警報器使用者の転居等によりガス使用契約が解約されたとき。但し、当社とガス使用契約を締結していた警報器使用者が当社以外のガス事業者との間でガス使用契約を締結したことにより当社とのガス使用契約が解約された場合は、契約者から本リース契約の解約申し出がない限り本リース契約は契約期間が終了するまで継続されます。

⑥第5条及び第6条に定めるリース料金の支払い期日後10日を経過してもリース料金のお支払いがない場合であって書面による催促を受けたにもかかわらず、催促を受けた日から20日以内にお支払いがない場合。

第16条 第15条第1項①が警報器使用者、支払者または契約者の責に帰する場合は、それによる損害額を契約者に負担していただきます。

(故障の対応)

第17条 故障が発生し警報器使用者または契約者からお申し出があった場合、当社はすみやかに正常作動する機器(同機種または同等性能の代替品)に交換いたします。この場合、本契約書に記載の製造番号(代替品の場合はさらに機器名)が変更されることを了解いただきます。また本条に従って機器の交換を行った場合においても、契約期間、個数、リース料金月額等が変更されることはありません。

(契約終了または解約時の本警報器の取外し等)

第18条 本リース契約が終了、もしくは第14条、または第15条による中途解約をする場合、当社はすみやかに本警報器を取り外しますので作業に支障がないようご協力いただきます。なお取外しの日まで第12条または第13条に定める義務を遵守していただきます。

第19条 第18条にかかるわざ、当社はやむを得ず本警報器を取付け場所に引続き取付けたままの状態で置かせていただくことがあります。その場合には、あらかじめ契約者から関係者(本警報器を取付けたままの状態を承諾する権限を有する建物の所有者等)へ承諾を得ていただきます。

(消費税率変更時の取扱い)

第20条 消費税率変更時の経過措置期間に契約締結する場合の本契約書に記載しているリース料金は、契約日における消費税率を適用して算出した金額となります。新税率施行日以降の請求額は請求時点の消費税率を適用するため、本契約書の記載金額と異なる場合があります。

(約款の変更)

第21条 当社は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、契約者の了承を得ることなく、この約款を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、当社ホームページ上に公表することによってお客様に周知します。変更の効力発生日以後の本リース契約の提供条件は、変更後の約款によります。